

**「我が国における建設汚泥の海洋投入処分量削減に係る制度改正（案）」
に対する意見の募集（パブリックコメント）について**

1. 意見募集の概要

環境省においては、今後の我が国における建設汚泥の海洋投入処分量削減に向けた検討を実施し、「我が国における建設汚泥の海洋投入処分量削減に係る制度改正（案）」を取りまとめ、以下のとおり、意見募集を行った。

- ・意見募集期間：平成 27 年 11 月 17 日（火）～12 月 16 日（火）
- ・告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）、環境省ホームページ、記者発表
- ・意見提出方法：電子メール、郵送、ファックス

2. 意見募集の実施結果

○意見提出者数：9 名・団体

	意見提出者数（団体・個人）
事業者団体	2
民間事業者	1
地方自治体	1
市民団体・その他の団体	0
個人	5
合計	9

※記載されていた所属を元に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない

○意見総数（事務局で整理した意見数：18 件）

意見募集項目	件数
制度改正案	1
制度の運用	8
今後のスケジュール	1
合計	10

パブリックコメント対象外の意見・・・ 8 件

3. 提出された意見の要旨及び意見に対する考え方

(1) 制度改正案に関する意見

意見の要旨	意見に対する考え方
申請者を変更することで実質的に処分量を削減するのではなく、海洋投入処分そのものを停止するための改正を行うべきである。	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年12月25日法律第136号）（以下「海洋汚染等防止法」という。）は、船舶からの廃棄物の海洋投入処分を原則禁止しており、例外的に、環境大臣が同法第十条の八第1項の許可の基準に適合していると認めた場合のみ海洋投入処分を許可することとされています。今回の告示の改正は、同法の当該許可の基準の一つである「海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであること」を審査するために必要な措置を講じるものです。

(2) 制度の運用に関する意見

意見の要旨	意見に対する考え方
建設工事で発生した廃棄物は当該地域で処分することを基本にすべきである。国内全域のどこかで最終処分できればよいとすることでは発生抑制への強いインセンティブは働かない。	海洋投入処分を行うに当たっては、廃棄物の発生から海洋投入処分に至る過程において、発生量及び最終処分量の削減に関する取組を行った上で、海洋投入処分以外の方法による処分として管理型最終処分場への処理の可能性を検討いただくものであり、本制度改正により、建設汚泥の発生抑制が期待されるものです。
許可権者である行政が全国の実情を常に把握しておかなければ、形だけの最終処分場からの文書による受入れ拒否の回答等が提出される可能性がある。	今後の制度運用の参考とさせていただきます。

意見の要旨	意見に対する考え方
<p>許可された事業については、海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであることに関する審査の内容も含め、国民が検証できる形で公表すべきである。</p> <p>(2件)</p>	<p>廃棄物の海洋投入処分に係る申請があった場合は、海洋汚染等防止法第十条の六第4項及び第5項の規定に基づき、環境大臣はその概要を公告するとともに、申請書及び関係書類を縦覧に供して、海洋環境の保全の見地からの意見を有する者に対し、1ヶ月間意見書を提出する機会を付与することとされています。</p> <p>環境大臣は提出された意見書も踏まえて審査を行い、申請に対する処分を行います。</p>
<p>運搬に係るCO₂排出増加や建設コストの増加、事業の停滞や遅延が懸念されるため、建設汚泥の海洋投入処分を申請する際の最終処分場の受入確認範囲を、発生現場から一定距離の範囲とすべきである。</p>	<p>海洋汚染等防止法第十条の八において「海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであること」が許可の基準の一つとして示されているところ、発生場所から最終処分場までの距離又範囲に関して限定する規定はありません。</p> <p>なお、建設工事の発注者においては、発注前の段階から申請に係る検討が可能となるため、再生利用の推進、効率的な運搬等、環境への適切な配慮を行うことが考えられます。</p>
<p>発生削減技術を採用することができないことについて「合理的な理由があると認められる場合」について、具体的に示して欲しい。</p>	<p>地理的・自然的条件により当該技術の採用が困難である又は当該技術を採用した場合に例えば騒音や他の廃棄物の発生により総合的にみて環境負荷が増大する場合等が想定されます。</p>
<p>海洋投入処分量削減の観点だけでなく、建設汚泥の再生及び処理を促進する仕組みづくりや方策を併せて具体化すべきである。</p>	<p>建設汚泥の再生利用の推進が図られるよう、環境大臣による建設汚泥の再生利用認定制度や都道府県等による再生利用指定制度を設けております。なお、当該再生利用指定制度の積極的な運用が図られるよう、都道府県等に対して「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について」(平成18年7月4日付け環産発第060704001号)を通知しているところです。</p>

意見の要旨	意見に対する考え方
「汚泥の自ら利用」の運用基準を明確化し、リサイクルの観点からも積極的に推進し、汚泥処分量の削減を図るべきである。	建設汚泥の適正な再生利用が積極的に推進される必要があることから、都道府県等に対して「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」（平成 17 年 7 月 25 日付け環産発第 050725002 号）を通知しており、廃棄物該当性や自ら利用の基本的な考え方を示しているところです。

(3) 今後のスケジュールに関する意見

意見の要旨	意見に対する考え方
発注者に加え、事業計画に関わるコンサルタント会社や設計事務所、及び工事の発注を請ける建設業者にも周知が必要である。	引き続き、発注者等の関係者への周知に努めます。

(参考) 提出された意見うち、パブリックコメントの趣旨に沿った内容でなかったもの

- ・ 個別の申請に係る要望 . . . 2 件
- ・ 意見対象である制度以外の事項に関する意見 . . . 5 件
- ・ その他 . . . 1 件